

天の川沿岸



土地改良だより

第44号

平成29年8月1日

米原市飯12-3

水土里ネット天の川
(天の川沿岸土地改良区)

☎ 0749-52-0067 (代)

FAX 0749-52-3871

E-mail: amanogawa@sepia.ocn.ne.jp

<http://amano-gawa.jp/>



長沢お魚観察会



坂田小学校水生生物観察会



息長小学校水生生物観察会



世継二ゴロブナ親魚放流



坂田小学校水生生物観察会



息長小学校透視度調査

管内の用水路や排水路において、水生生物観察会や水質調査学習が開催されました。子供たちが、水路や田んぼの持つ役割と水の大切さ、生き物や環境保全等に関心を持ってくれることを願い、今後も活動に協力していきたいと考えています。

改良区だより ご挨拶



理事長 田辺 和雄

今年、田植えの時期から梅雨入り前半まで少雨傾向となり、揚水機の電気代が高騰しています。一方、関電電力の原発は一部再稼働が始まり、電気料金値下げの期待が持てるころでもありません。

組合員の皆様には、日頃より土地改良区の運営に對しまして特段のご理解とご支援を賜りまして心より御礼申し上げます。

この三月の役員改選に当たり、再び理事長に推挙され、この重責を痛感いたしましたところとす。新役員と職員が一丸となり職務を果たしてまいる所存ですので、何卒相変わらぬご指導とご支援を賜りますようお願いいたします。

さて、昨年度から着工しましたポンプ場の電気設備と水管理施設に係る工事は、県と施工業者、改良区の三者による度重なる計画協議が終盤を迎えつつあり、その進捗に歩調を合わせながら、現在、設備機器類の製作も進んでいます。本格的な現地工事は、今年の灌漑期が終わり次第着手して、来年の灌漑に間に合うように鋭意努力してまいります。工事の中何かとご不便等をお掛けすることと思いますが、ご了承のほどよろしく

くお願いいたします。

昨年「土地改良だより」で少し触れましたが、「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」への取組について、ここでお願いをしたいと思います。ご承知のとおり、この制度は農家を始め地域住民が共同で、農地や道水路において草刈や泥上げ、軽微な補修等を実施し適切に施設を維持保全する活動や、田んぼや水路の生きものを調べたり、花等を植えたりする環境保全活動に對し、国、県、市の全額補助の基に支援される取組です。

本土土地改良区では、昨年度から活動組織の事務のお手伝いとして、その一部を受託することをはじめました。更に積極的に本取組を推進するために、平成30年度から広域活動組織の設立を目指していくことが役員会で決定されました。土地改良区管内の全25集落を一つの活動組織にまとめることを最終的な目標としています。手間の掛かる事務手続をこの組織の事務局が担うことにより集落は活動に専念することができ、事務負担が軽減されることで役員の交代も容易になり、取組の継続性を高めることに繋がります。国、県においても組織の広域化を進めておりますし、米原市においても検討を始めております。各集落では是非とも前向きにご検討いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、組合員の皆様のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、土地改良だより発行に当たりましての挨拶とさせていただきます。

ご挨拶



滋賀県湖北農業 農村振興事務所長 中川 義雄

天の川沿岸土地改良区組合員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃は、本県農政の推進に格別のご理解とご協力を賜っており、ますます心からお礼申し上げます。また、農業用水の安定的な供給などによつて、安全で安心な食料を生産する農業を支えるばかりでなく、美しい景観や環境、地域文化、歴史を育むなど、経済面だけでは表せない多面的な機能の発揮に貢献していただいていることに對しまして感謝を申し上げます。

さて、農業・農村を取り巻く環境は、担い手不足や農産物価格の低迷など、依然、厳しい状況が続いています。そうした中、農政は、先の通常国会で成立した8本の農業改革関連法をはじめ、「米政策の見直し」など大きな転換期を迎えようとしています。

県におきましては、このような農政新時代に対応すべく、力強い農業を目指す「滋賀県農業・水産業基本計画」に基づき、老朽化する「農業水利施設のアセットマネジメント」の着実な実施や土地改良区の運営基盤を強化する「水田

農業を守る農業水利施設の適正管理」などをはじめ、環境こだわり農業の一層の拡大・定着、そして深化、さらには、攻めの近江米振興や園芸特産品目の戦略的な産地育成、「世界農業遺産」の認定などに取組み、本県農業を魅力あるものにしていきたいと考えています。

天の川沿岸土地改良区におかれましては、地域農業の持続的発展につなげるため、農業農村整備事業を活用し、用水の安定供給や省力化を図る水管理制御施設等の更新対策(アセットマネジメント)をはじめ、集落の活性化や担い手育成にも寄与する多面的機能の持続的発揮に向けた取組などに積極的に取り組んでいただいています。引き続き地域の先頭に立って、将来の農業経営の姿を見据えながら、多様な課題にも対処していただき、ますます地域農業の発展に貢献いただきますようお願い申し上げます。

県といたしましても、農政新時代に必要な産業政策と担い手政策を結び付ける農業農村整備事業を積極的に推進していきたいと考えております。ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後になりますが、天の川沿岸土地改良区のますますの発展と、組合員の皆様のご健勝を祈念いたします。ご挨拶とさせていただきます。

新役員（理事・監事）決まる

役員任期満了に伴い、第63回通常総代会で新役員を選任が行われ、次の皆さんが就任されました。

また、3月29日に第23期土地改良区役員全員協議会を開催し、理事長に田辺和雄氏を、また副理事長には北村新一郎氏を再任し、代表監事に粕淵宏昭氏を選出、同時に各委員会を構成して執行体制を確立しました。

理事 長	新庄	田辺	和雄
員外理事	米原市長	平尾	道雄
副理事長、 工事委員	宇賀野	北村新一郎	
庶務会計委員長	顔戸	粕淵	忠雄
用排水委員長	上多良	飛戸	利勝
工事委員長	朝妻	川崎	光幸
庶務会計副委員長	河南	澤	仁史

用排水副委員長	舟崎	森	嘉信
工事副委員長	箕浦	西野	敏夫
庶務会計委員	多和田	北川	峰男
庶務会計委員	岩脇	久保田則彦	
庶務会計委員	長沢	高橋勘太郎	
庶務会計委員	中多良	成宮	護
庶務会計委員	番場	宮川喜代蔵	
用排水委員	日光寺	長野	義典
用排水委員	西円寺	小路	康樹
用排水委員	飯	吉用	敏明
用排水委員	世継	土川	義一
用排水委員	下多良	増田	巧
工事委員	能登瀬	村居	太
工事委員	寺倉	木田	勝幸

役員退任

今回の役員改選に当たり、御退任されました皆様におかれましては、長きにわたり当改良区業務の運営並びに事業推進に格別の御尽力を頂きました。大変ご苦労様でございました。

今後とも当改良区に御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます、益々の御活躍をお祈り申し上げます。

工事委員	筑摩	田邊与一郎
工事委員	枝折	能勢 健司
代表監事	高溝	粕淵 宏昭
次席監事	下丹生	北川 茂行
監事	樋口	西村 清男

(敬称略)

<退任された役員の皆さん>

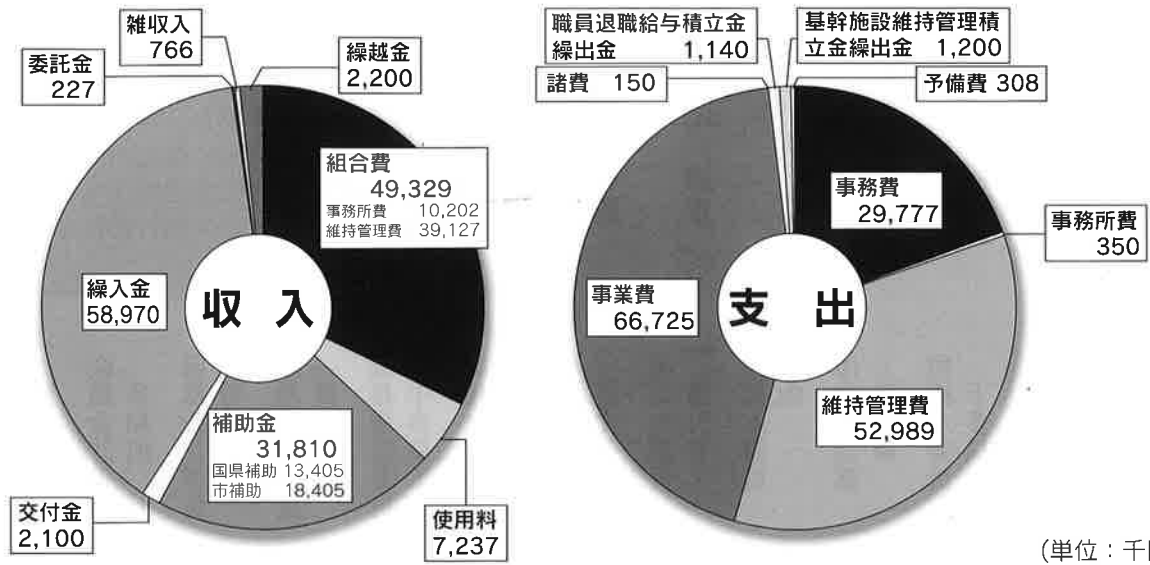
(敬称略)

北澤 義行 (多和田)	酒井 正雄 (能登瀬)
大林 政好 (日光寺)	廣田 泰廣 (西円寺)
林 節雄 (岩脇)	田中喜代廣 (高溝)
中川太郎次 (長沢)	堤 俊直 (飯)
角田 義明 (下多良)	成宮 正彦 (中多良)
竹中 峰男 (筑摩)	田中 正晴 (樋口)
酒井 傳衛 (馬場)	森 正樹 (枝折)

訃報

平成27年4月より地域農業の発展のためにご尽力いただいております総代の粕淵源一氏(多和田)が、昨年8月に逝去されました。謹んでご冥福をお祈りいたします。

平成29年度一般会計収支予算 総額 1億5,263万9千円



平成27年度収支決算

一般会計

(円)

収入	金額	支出	金額
1. 組合費	50,251,550	1. 事務費	28,756,840
2. 使用料	7,375,903	2. 事務所費	267,041
3. 補助金	21,516,000	3. 維持管理費	43,653,240
4. 交付金	73,000	4. 事業費	12,214,821
5. 繰入金	8,769,000	5. 償還金及利息	626,025
6. 委託金	180,000	6. 諸費	120,580
7. 雑収入	1,181,864	7. 職員退職給与積立金繰出金	906,000
8. 繰越金	3,004,652	8. 基幹施設維持管理積立金繰出金	3,120,000
合計	92,351,969	合計	89,664,547

特別会計残高

(円)

農地転用	240,097,135
職員退職給与積立金	63,181,245
基幹施設維持管理積立金	89,873,940
土地改良施設財産処分積立金	22,545,045
事務所維持管理積立金	29,047,667
増加維持管理基金	79,942,520
合計	524,687,552

差引 2,687,422円を平成28年度へ繰越

農地転用等にかかる地区除外決済金について

平成29年度 農地転用決済金

地区	金額 (10アール当り)
かん排地区	466,250円
普通地区	176,600円
特別1地区	77,400円
特別2地区	110,400円

●改良区受益地内の田を宅地、駐車場、資材置場等に転用する場合や田を畑に転換する場合は、届出と共に地区除外申請し決済金及び手数料の納入が必要となります。

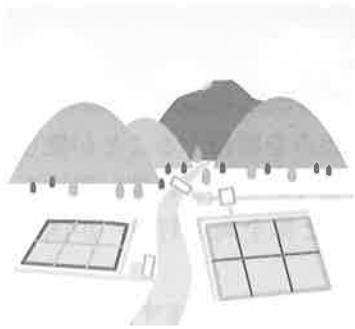
尚、公共事業（道路や河川等）による転用の場合も決済金が必要です。

●地区除外決済金とは、農地転用等による農地の減少、維持管理費の増大により、残った農地の組合員が過重負担にならないよう、組合員の負担の公平を図るため、農地転用する際に納付していただくものです。

●届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されることとなります。

※宅地等に転用する場合でも、畑に転換する場合でも決済金単価は同じです。

平成29年度 賦課金額



経常賦課金

(10アール当り)

地区	事務所費	維持管理費	計
かん排地区	1,500円	6,000円	7,500円
普通地区	1,500円	2,100円	3,600円
特別1地区	800円	1,000円	1,800円
特別2地区	1,100円	1,600円	2,700円

平成29年度の主な事業計画

事業名	事業内容	事業費(千円)
県営かんがい排水事業 (基幹水利施設保全型) 農業水利施設保全合理化事業	・天の川揚水機場の電気設備及び水管理施設等の更新整備を実施します。 (詳細は8ページに掲載)	331,000 (債務負担含む)
国営造成施設管理体制 整備促進事業	・農業水利施設の持つ、多面的機能を適切に発揮させるため、その管理体制の整備強化を図ります。 管理体制整備推進活動・強化支援・予防保全対策工事 (天の川合同井堰排砂樋門操作台更生工事)	14,464
農業排水循環利用促進事業	・農業排水のリサイクル利用により琵琶湖への汚濁負荷軽減を図るため、循環かんがい施設の点検・調整、濁度測定、ごみ上げ等を行ない、掛り増し経費について県より支援を受けます。	1,545
農業基盤整備促進事業	【定額助成】(農家の自力施工) ・区画拡大(畦畔除去・均平作業) ・暗渠排水・湧水処理 ※平成28年度予算の繰越	11,860

第63回通常総代会開催



第63回通常総代会が去る3月16日午後1時30分より改良区事務所で開催されました。総代41名中35名の出席のもと、湖北農業農村振興事務所田園振興課井上課長、米原市経済環境部の横山次長の御臨席を賜り、議長に下多良の増田米男氏が選任され、各議案について慎重審議の結果、いずれも原案とあり可決、承認されました。

農村まるごと保全対策 活動組織の広域化に向けて

近年、どこの地域でも農家の減少や高齢化などにより、豊かな農村の恵みを維持することが難しくなりつつあります。そこで、農家や非農家、地域の大人から子供たちまでが、美しい農村環境を守るためにチカラを合せて行う様々な活動を応援する取組（農村まるごと保全向上対策）が国、県、米原市において進められています。

土地改良区としても、このような取組が管内全域に広がるのが理想だと考えています。

農村まるごと保全対策の交付金制度の概要について

	交付単価 (円/10a) (田の場合)	活 動 内 容
農地維持支払交付金	2,200円	農地周りの草刈や水路の泥上げ、農道の路面維持、施設の点検など地域資源の基礎的な保全活動
資源向上支払交付金 (標準型)	1,300円	水路・農道の部分補修、植栽や生き物調査の実施など地域資源の質的向上を図る共同活動

○ 交付金は対象農地面積に応じて該当の交付単価を基に算出されます。
 ○ 交付単価は本地域で一般的に採用されている単価であり、畑は別単価となります。
 ○ 資源向上支払は農地維持支払とセット(3500円)が原則で農地維持は単独実施が可能です。
 ○ その他に、施設の長寿命化対策の交付金があります。

改良区管内のまるごと保全活動組織の実状について

現在、管内では25集落の内12集落が、まるごと保全の活動に取り組まれています。この制度が始まって10年経ちましたが、他の市町と比べ取組率の低さが気になります。

一方、ネックとなっていた煩雑な事務処理は当初に比べ相当簡素化されました。しかし、近年、提出書類の正確性が一層求められていることに加え、事務を担う人材の高齢化が進むとともに、役員や事務局員の交代がままならず継続的な活動が難しくなりつつあります。



本対策を取り巻く状況について

- 以前は・・・要綱要領だけの事業で、いつ終わってもおかしくない状況でした。
- 平成27年度からは・・・国の法律で定められ事業の継続性が担保されました。

しかし、これからは報告書類等の正確性は勿論のこと、効果の高い実践活動と、事業評価の面で、これまで以上に事務を求められる可能性があります。



そこで考えられたのが・・・> 組織の広域化です。

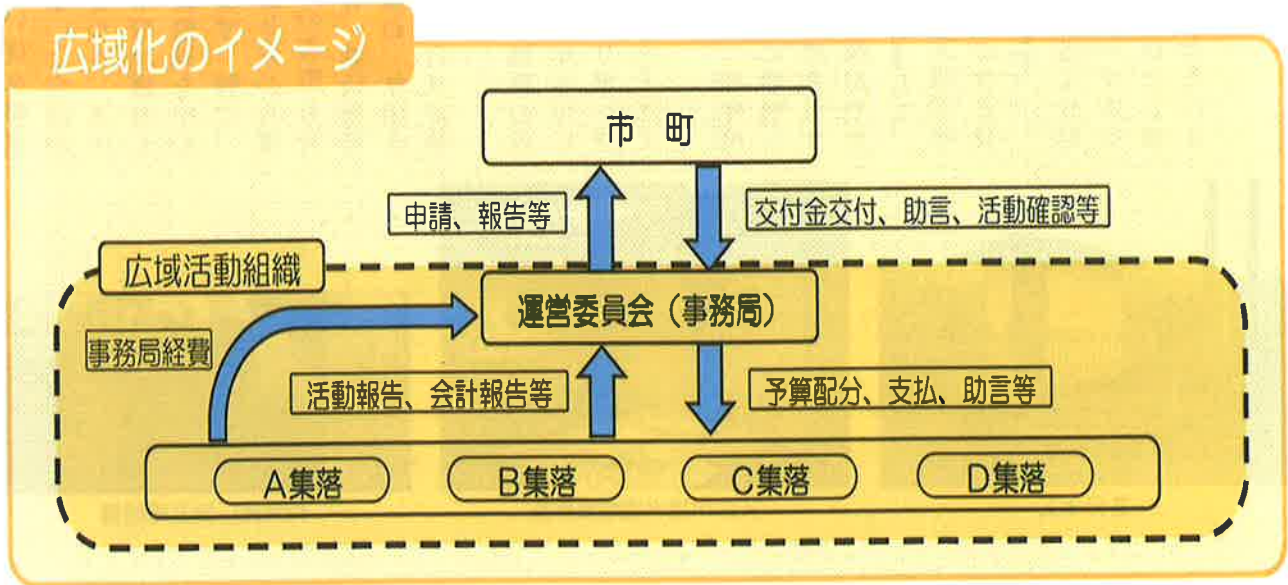
国においても、昨年閣議決定された「土地改良長期計画」で広域化推進が明記され、県内市町では既に広域化が始まりつつあります。米原市においても検討が進められています。

広域活動組織とは・・・

旧町単位、改良区単位等といった広域エリアにおいて、複数集落（活動組織）で協定に基づき構成される組織です。

集落毎に計画した活動を実践し、簡易な報告をすることで広域事務局が事務と会計処理を行います。

これにより事務の煩雑化や事務を担う人材の高齢化の問題を解消し、事務負担の大幅削減により、役員等の交代を円滑にし事業の継続性を高めることができます。



広域活動組織の設立に向けて

当改良区では、平成30年度を目標に改良区管内の全集落を対象に広域活動組織の設立を目指しています。

専属の広域事務局を置くことで、その経費負担が発生し地元が使える交付金は若干減りますが、事務処理の大幅削減という大きなメリットのほか、広域化による制度上の優遇措置も多く、これから先を見据えて行政の推進する流れに乗っていくことは、地域にとっても土地改良区にとっても得策だと考えます。

現在、まるごと保全に取り組んでいるか、否かに係わらず広域組織への参加について御検討をお願いします。



県営かんがい排水事業 いよいよ本番へ！

県営かんがい排水事業は、本年度いよいよ今回の施設更新の核となる、天の川揚水機場の水管理施設と電気設備の更新整備を中心に進めていきます。特に、水管理施設は昨年末から電気設備関係との調整も含め、県の担当者、請負業者と共に協議を重ね、秋頃まで細部にわたり打合せが続きます。

その後、現地で機器の設置工事に入り、来年4月には新しい設備によりポンプを稼働し送水する予定です。

事業費の関係は、昨年度の補正予算で大幅に増額していただき、本年度も引き続き順調な予算確保ができました。お蔭をもちまして、当初計画のとおり平成30年度末には事業完了できる見通しとなっております。

滞りなく進捗するよう県当局に監督をお願いするとともに、土地改良区としても注視していきたいと考えています。



各分水工



天の川揚水機場操作室



特別高圧受変電設備



一筆用水バルブを利用の農家さんへ

長年の使用により、一筆バルブを適正水量で調整しても水圧の変化や振動で全開状態になってしまうことがあります。予防策として、ひもでくくったり、写真のように止めフックを工夫したりして、各自で対処願います。

節水に御協力を！



- ・ 掛け流しをしていませんか？
- ・ 畔から水が漏れていませんか？
- ・ 用水路に余計に水が流れていませんか？

水は大切な資源です。一人一人が節水を心がけ、無駄な水を出さないようにしましょう。

組合員資格等に変更があった場合は 必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をしてください。

農地の売買や相続等により組合員の資格に変更があった場合は、法務局や市役所等の手続とは別に、当改良区に必ず「組合員資格得喪通知書」の届出をお願いします。この届出に基づき当改良区の台帳を変更いたします。

尚、届出がない場合は、次年度以降も従来どおり賦課されます。

- 田を売買や交換等により所有権を移転された場合
- 農業者年金受給により経営移譲された場合
- 組合員の死亡等により名義を変更された場合

※組合員の住所が変わった場合も所定の用紙がありますので届出をお願いします。

※各種届出書はホームページからもダウンロードできます。また、改良区にお電話いただければ書類を郵送させていただきます。

天の川管内農業用水の歴史

顔戸井堰の由来

顔戸井堰は、天野川の水を取り入れ、顔戸、高溝、舟崎、宇賀野、長沢に農業用水や生活用水を送る重要な井堰として地域で守られてきました。この井堰が造られた江戸時代には、各字によって、治めている藩が異なり、このあたりは、彦根藩と郡山藩に分かれていました。

顔戸、高溝等は彦根藩領で、同じ藩内の新庄に井堰を持っていましたが、取水量が減ってきたため、上流の郡山藩領である能登瀬に新しく井堰を造ることを願いました。当時、他藩の領内に井堰を造ることは、大変難しかったようですが、彦根藩の取り計らいもあり、願いが聞き届けられ、現在の場所に顔戸井堰が造られました。

顔戸井堰は今でも生活用水として地域を潤しており、毎年日撫神社では井堰祭りが行われています。



現在の顔戸井堰



地元による井堰補修の様子

出典…「わたくしたちの坂田」
「ふるさと顔戸・村史」

農業用排水路にごみや刈り草を流さないようにしましょう！！

●ごみや刈り草が水路に詰まり、水路から水が溢れたり、下流に十分な水が届きにくくなります。



・水路にはごみがたくさん流れてきます。ごみのポイ捨て禁止はもちろんのこと、風で飛びそうなものはきちっと保管しましょう。



・草刈りをするときは、水路から外側に向かって刈り、なるべく刈り草が落ちないように心がけましょう。

豊かで暮らしやすい社会の実現を目指して

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利で、人が生まれながらして持っている権利です。人権は、私たちの日常生活のいちばん基本のルールといえるでしょう。しかし、ともすれば私たちは「人権はややこしい、むずかしいもの」と思っているのではないのでしょうか。そのため、私たちの日常生活では、まだまだ定着していないようです。また人権問題は、私たちの日常生活の場面である家庭・地

域、職場・学校などで常におこっているのです。たとえば、学歴や職業、容姿や性格などからその人自身を評価したことはありませんか。相手を正しく理解せずに思い込みやマイナスのイメージで判断してしまうことからもおこるのではないのでしょうか。私たちの誰もが人権の考え方を尊重するようになれば、人権が私たちの日常生活の中に「文化」として定着し、豊かで暮らしやすい社会が実現するのではないのでしょうか。

橋の申請について

- 土地改良区が管理する水路に橋をかける場合は、承認申請が必要です。所定の申請用紙がありますので必ず申請して下さい。
- 通行以外の目的での橋の設置は承認いたしかねます。また、未承認物件は撤去を求める場合があります。
- 承認した目的以外での利用は認められません。通行以外の私的な利用は御遠慮願います。

平成29年度天の川沿岸土地改良区事務局組織図

平成29年4月1日現在

